2020年度
第1回業務委員会
資料№1-1

電力・ガス取引監視等委員会　第４６回制度設計専門会合　議事概要

１．日時：２０２０年3月３１日（月）１５：００～１５：２０（ガスのみ）

２．場所：経済産業省本館17階 国際会議室

３．出席者（委員）

稲垣座長、林委員、圓尾委員、安藤委員、岩船委員、大橋委員、草薙委員、
新川委員、武田委員、辰巳委員、松村委員、山内委員

（オブザーバー・ガス）

川口 恭寛	JXTGエネルギー株式会社　ガス事業開発グループマネージャー
佐藤 美智夫	東京電力エナジーパートナー株式会社 取締役副社長
沢田　聡	一般社団法人 日本ガス協会 専務理事
松井　毅	大阪ガス株式会社　代表取締役 副社長執行役員
下堀 友数	資源エネルギー庁 ガス市場整備室長

４．議題（ガスのみ）

・ガス導管事業者に係る行為規制の詳細について

５．意見等

事務局から

「特定ガス導管事業者に課す体制整備の詳細」について

- 特定ガス導管事業者及び一般ガス導管事業者は、いずれも公平に利用されるべきガス導管を取り扱う事業者であり、両者に求められる中立性は同等のものと考えられることから、特定ガス導管事業者においても、一般ガス導管事業者と同様の体制整備義務を課すことが適切と考えられる。
- 体制整備義務を課す事業者の基準につき、両者で異なる基準を設ける合理的な理由はないと考えられ、法的分離の対象となる事業者を定める基準についても、一般ガス導管事業者と特定ガス導管事業者で同一の基準となることが想定されている。

（参考）

① 建物を小売・製造等と共用する場合には、別フロアにするなど、物理的隔絶を担保し、入室制限等を行うこと情報を適正に管理するための体制整備。

② 情報システムを小売・製造等と共有する場合には、アクセス制限、アクセス者の識別等の措置を講ずること（情報システムの論理的分割等）。

⑦ 送供給の業務の実施状況を監視する監視部門を託送供給の業務を行う部門と別に置くこと※グループ内の小売・製造等から独立した組織であることを要する。

特定ガス導管事業者の体制整備義務の基準（案）

- 上記①②⑦を法的に義務付ける特定ガス導管事業者の基準は、一般ガス導管事業者における基準と同様に、ガス供給に係る契約（自社小売への託送供給を含む。）の総数（≒ガスメータ

ー取付数）が３０万件以上の特定ガス導管事業者とし、基準に該当しない特定ガス導管事業者については、①②⑦又はこれらに代替する措置をガイドライン上望ましい行為として位置付け、その状況について、事業監査を通じ確認することとしてはどうか。

- ①②⑦以外の体制整備の項目については、全て の特定ガス導管事業者に義務付けることとしてはどうか。
- 現状、いずれの特定ガス導管事業者も契約総数は１００件未満であるため、今後、特定ガス導管事業を取り巻く競争環境に大きな変化があった場合や、その中立性に疑念が生じた場合には、速やかに、本基準の見直しを検討することとする。

委員等から

- 今後、特定ガス導管事業者に託送の要望が寄せられることになるとすれば、競争関係に大きな変更をもたらすことになるので、契約数やメーター数でみるのではなく販売量でみる方向に進むべきと考える。
- ３０万件以上が特定ガス導管事業者の体制整備を求める要件として適正かどうか、これだけで決める問題ではないと考えるので、競争関係に大きな変化が認められた場合は、真摯にこの基準の見直しをやることを排除しないことを確認し認めておきたいと考える。また、事業者に求めたいことは、託送業務の実施状況を監視する監視部門を設置することは求めないものの、業務の監視そのものは事業者としてきちっと行っていただきたい。

座長

- 今後の見直しを含めた点については確認することを踏まえ、今回の取りまとめ案を委員会に出すこととする。

以上

経済産業省

2020年度
第1回業務委員会
資料№1-2

ガス導管事業者に係る行為規制の詳細について

第４６回制度設計専門会合
事務局提出資料

令和２年3月31日

電力･ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

本日ご議論頂きたい論点の位置づけ

（１）兼職に関する規律等
- ✓ 例外として兼職が許容される取締役等の範囲
- ✓ 兼職が禁止される重要な役割を担う従業者の範囲
- ✓ 人事交流規範の策定

（２）業務の受委託等に関する規律
- ✓ 例外として許容されるガス導管事業者による業務の受委託の内容

（３）グループ内の利益移転等（通常の取引条件）に関する規律
- ✓ 「通常の取引の条件とは異なる条件であって適正な競争関係を阻害するおそれのある条件」の具体的な判断基準
- ✓ 「特殊の関係のある者」の範囲

（４）社名･商標･広告宣伝等に関する規律
- ✓ 禁止される社名の判断基準
- ✓ 独自商標の設定の義務付け
- ✓ 禁止されるガス導管事業者とグループ会社との共同での営業や広告宣伝の判断基準

（５）情報の適正な管理のための体制整備
- ✓ 建物･システムを特定関係事業者と共用する場合の基準等

（６）その他の適正な競争関係確保に必要な措置

検討すべき論点（特定ガス導管事業者に課す体制整備義務の詳細）

- 改正ガス事業法は、特定ガス導管事業者について、その中立性を確保することによりガス供給事業者間の適正な競争関係を確保するため、情報の目的外利用の禁止・差別的取扱いの禁止に上乗せする形で、以下の体制整備等を行うことを義務づけている※。（一般ガス導管事業者と同じ。）

 ①情報を適正に管理するための体制の整備

 ②業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備

 ③その他適正な競争関係を確保するために必要な措置

 ※全特定ガス導管事業者が義務の対象となっている。

- その措置の具体的な内容について経済産業省令で規定することとされているところ、特定ガス導管事業者に対して課すべき措置の詳細について御議論いただきたい。（一般ガス導管事業者に対する措置については前回議論済み。）

（参考）改正ガス事業法（２０２２年４月１日施行）

（ガス供給事業者間の適正な競争関係を確保するための体制整備等：一般ガス導管事業者につき第五十四条の八）

第八十条の八 **特定ガス導管事業者は**、経済産業省令で定めるところにより、託送供給の業務に関して知り得た情報その他その特定ガス導管事業の業務に関する情報を適正に管理し、かつ、託送供給の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他ガス供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置を講じなければならない。

２ 特定ガス導管事業者は、毎年、経済産業省令で定めるところにより、前項の規定により講じた措置を経済産業大臣に報告しなければならない。

一般ガス導管事業者の体制整備の内容（前回の結論）

- 一般送配電事業者に課される体制整備義務のうち、①執務室の物理的隔絶②システムの論理的分割及び⑦監視部門の設置については、相当の費用が生じ、その供給区域における需要家数の少ない事業者においては需要家当たりの負担が相対的に大きくなると考えられることや、万が一に競争関係阻害行為が発生した場合の影響は需要家数の多い事業者ほど大きいと考えられること等に鑑み、ガスメーター取付数30万個以上の一般ガス導管事業者に対して法的に義務づけることとし、それ以外の一般ガス導管事業者については、ガイドライン上望ましい行為として位置付けることとした。
- また、①②⑦以外の体制整備の項目については、全ての一般ガス導管事業者に義務付けることとされた。

（参考）一般ガス導管事業者の体制整備の内容

- **情報を適正に管理するための体制の整備**
 - ①　建物を小売・製造等と共用する場合には、別フロアにするなど、物理的隔絶を担保し、入室制限等を行うこと
 - ②　情報システムを小売・製造等と共有する場合には、アクセス制限、アクセス者の識別等の措置を講ずること（情報システムの論理的分割等）
 - ③　情報の適正な管理に係る規程を整備すること
 - ④　情報管理責任者を設置すること
 - ⑤　取締役等及び従業者の研修を実施すること
- **業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備**
 - ⑥　託送供給の業務における小売・製造事業者との取引及びその他の連絡・調整（軽微なものを除く）の内容及び経緯を記録し保存すること
 - ⑦　託送供給の業務の実施状況を監視する監視部門を託送供給の業務を行う部門と別に置くこと
 ※グループ内の小売・製造等から独立した組織であることを要する
- **その他適正な競争関係を確保するために必要な措置**
 - ⑧　法令等を遵守するための体制確保に係る責任者（法令遵守責任者）を設置すること
 - ⑨　託送供給業務が法令等に適合することを確保するための規程、計画を整備すること
 - ⑩　法令遵守責任者により監視を実施すること

：負担が比較的大きい項目

特定ガス導管事業者の体制整備の検討

- 特定ガス導管事業者及び一般ガス導管事業者は、いずれも公平に利用されるべきガス導管を取り扱う事業者であり、両者に求められる中立性は同等のものと考えられることから、特定ガス導管事業者においても、一般ガス導管事業者と同様の体制整備義務（4頁①～⑩）を課すことが適切と考えられる。
- また、①②⑦の体制整備義務を課す事業者の基準につき、両者で異なる基準を設ける合理的な理由はないと考えられる（なお、法的分離の対象となる事業者を定める基準についても、一般ガス導管事業者と特定ガス導管事業者で同一の基準となることが想定されている）。

（参考）関連する国会質疑（平成27年4月24日　衆・経済産業委員会）

○多田政府参考人
（略）一般ガス導管事業者も特定ガス導管事業者も法的分離の対象には法文上いたしております。この導管の総体としての規模が政令で定める規模以上という同じような政令を設けることを考えております。（略）私ども、今回法的分離を実施する目的といいますのは、全面の自由化に合わせまして、誰もがガス導管を公平に利用できることである、こういうふうに考えてございます。したがいまして、基準をつくる際には双方を同等にすることが適当だと考えておりますけれども、結果としてこのＩＮＰＥＸ、ＪＡＰＥＸは、現状でまいりますと対象とはならない、このように考えております。

特定ガス導管事業者の体制整備義務の基準（案）

- したがって、体制整備のうち①②⑦を法的に義務付ける特定ガス導管事業者の基準は、一般ガス導管事業者における基準と同様に、**ガス供給に係る契約（自社小売への託送供給を含む。）の総数（≒ガスメーター取付数）が３０万件以上**の特定ガス導管事業者とし、基準に該当しない特定ガス導管事業者については、①②⑦又はこれらに代替する措置をガイドライン上望ましい行為として位置付け、その状況について、事業監査を通じ確認することとしてはどうか。
- 他方、①②⑦以外の体制整備の項目については、全ての特定ガス導管事業者に義務付けることとしてはどうか。
- ただし、今後、**特定ガス導管事業を取り巻く競争環境に大きな変化があった場合や、その中立性に疑念が生じた場合には、速やかに、本基準の見直しを検討**することとする。

体制整備義務の内容とその対象事業者との関係

		４頁①②⑦	４頁③④⑤⑥⑧⑨⑩
A	基準（上記）に該当する特定ガス導管事業者	法的に義務付け	法的に義務付け
B	その他の特定ガス導管事業者	ガイドライン上の望ましい行為	法的に義務付け

※ 現状、いずれの特定ガス導管事業者も契約総数は１００件未満であるため、（Ａ）に該当する事業者はいない。（経済産業省の聞き取り調査による（各事業者の契約件数は公開されていないため、事業者別の件数の詳細はお示ししないこととする））

（参考）特定ガス導管事業者一覧

所管	事業者名	所管	事業者名
本省	東京瓦斯株式会社	関東	川崎ガスパイプライン株式会社
	石油資源開発株式会社		日本海洋石油資源開発株式会社
	国際石油開発帝石株式会社		南富士パイプライン株式会社
	南遠州パイプライン株式会社		株式会社オンサイト・エネルギー・サービス静岡
	静浜パイプライン株式会社		ガスネットワーク吉田株式会社
	株式会社ＪＥＲＡ	中部	中部電力株式会社
北海道	北海道瓦斯株式会社		エネロップ株式会社
	釧路エルエヌジー株式会社	近畿	関西電力株式会社
	エア・ウォーター株式会社	中国	瀬戸内パイプライン株式会社
東北	JXエルエヌジーサービス株式会社		水島エルエヌジー株式会社
	東北天然ガス株式会社	四国	四国電力株式会社
	秋田県天然瓦斯輸送株式会社		新居浜ＬＮＧ株式会社
関東	関東天然瓦斯開発株式会社	九州	九州ガス圧送株式会社
	なのはなパイプライン株式会社		筑後ガス圧送株式会社
	扇島都市ガス供給株式会社		三愛石油株式会社

※令和２年１月１５日時点（資源エネルギー庁ＨＰより引用）

（参考）適正なガス取引についての指針①

適正なガス取引についての指針（抜粋）
Ⅳ　託送供給分野における適正なガス取引の在り方
２　公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為
（２）情報の目的外利用の禁止
ア　公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為
　ガス導管事業者は、託送供給に伴う情報の目的外利用の禁止を確保するため、以下の行為を行うことが望ましい。
①　託送供給を依頼するガスを供給する事業を営む者（新たに託送供給を依頼しようとする者を含む。以下「託送供給依頼者」という。）に対する託送供給に関連する情報連絡窓口は、自己又はグループ内の製造部門又は小売部門ではなく、託送供給の業務及びこれに関連する業務（以下「託送供給関連業務」という。）を行う部門（以下「託送供給関連業務部門」という。）に設置し、これを明確化する。
②　託送供給関連業務部門において託送供給の業務を行う従業員は、自己又はグループ内の製造部門又は小売部門の業務は行わない。ただし、供給設備の事故や非常災害時等、緊急的に供給支障を解消することが必要な場合、自己又はグループ内の製造部門又は小売部門に属する者が託送供給関連業務部門の業務を行うことを妨げるものではない。
③　上記②に掲げるもののほか、ガス導管事業者は、現在、自己又はグループ内の製造部門又は小売部門と連携して行われているガス導管事業者のガス供給業務の過度の硬直化・非効率化を招かないよう留意し、連携して行う必要のある業務については、当該業務を明確化する。
④　託送供給の業務に関して知り得た託送供給依頼者及びガスの使用者に関する情報（以下「託送供給関連情報」という。）の目的外利用を防止するため、託送供給の業務を行う従業員は、託送供給関連情報の記載のある文書・データを適切な方法により保管するとともに、託送供給関連業務部門から他部門への託送供給関連情報の伝達及び両部門間の託送供給関連情報の共有（社内文書交換、共通サーバーへのアクセス等）等を管理する。また、託送供給関連業務部門と他部門は別室にする等、物理的に隔絶する。

（参考）適正なガス取引についての指針②

適正なガス取引についての指針（抜粋）
Ⅳ　託送供給分野における適正なガス取引の在り方
２　公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為
（２）情報の目的外利用の禁止
ア　公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為
（①～④は前頁に記載）

⑤　託送供給関連業務部門と他部門との人事交流に当たっては、託送供給関連情報の目的外利用を防止するため、行動規範を作成し、当該従業員に遵守させる。
なお、両部門を統括するような地位にある従業員、経営者等についても行動規範を遵守させる。

⑥　託送供給関連業務部門に提供された情報で、託送供給関連業務等の遂行のため、他部門に渡さざるを得ないもの（技術的検討依頼を行う場合等）については、託送供給依頼者や関連するガス使用者の名称を符号化して扱う等の対応により、その情報を他部門が目的外に活用できないように管理する。

⑦　託送供給関連情報の目的外利用の禁止を含め、託送供給関連情報の取扱いに関して、社内規程等を作成し、公表する。また、当該社内規程等の遵守状況に係る管理責任者を選任し、公表する。

⑧　なお、ガス導管事業者のガス事業の規模や経営実態から、上記①から⑦までの措置の厳格な実施が困難な場合においては、導管ネットワークの公平・透明な利用というガス事業法の趣旨を踏まえ、事業規模等に応じた適切な情報管理を行うものとする。

（参考）改正電気事業法（２０２０年４月１日施行）

（電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するための体制整備等）

第二十三条の四　一般送配電事業者は、経済産業省令で定めるところにより、託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報を適正に管理し、かつ、託送供給及び電力量調整供給の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置を講じなければならない。

２　一般送配電事業者は、毎年、経済産業省令で定めるところにより、前項の規定により講じた措置を経済産業大臣に報告しなければならない。

（参考）電気事業法施行規則（２０２０年４月１日施行）

（体制の整備等）

第三十三条の十五　法第二十三条の四第一項の規定により一般送配電事業者が講じなければならない体制の整備その他電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一　当該一般送配電事業者の業務の用に供する室とその特定関係事業者の業務（当該一般送配電事業者がその特定関係事業者から受託する業務を除く。）の用に供する室とを区分するものであること。

二　託送供給及び電力量調整供給の業務を行う部門（以下この条において「託送供給等部門」という。）に非公開情報の管理の用に供するシステムとして次に掲げる要件（当該システムをその特定関係事業者と共用しない場合は、イ及びロに掲げる要件を除く。）を満たすことが確保されたものを構築するものであること。

イ　託送供給及び電力量調整供給の業務並びに再エネ特措法第二条第五項に規定する特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために非公開情報を取り扱うことができないものであること。

ロ　必要に応じて区分された非公開情報ごとに、それぞれ当該区分された非公開情報を利用し、又は提供するために入手することができる者として特定された者のみが当該情報を入手することができるものであること。

ハ　当該システムを使用して非公開情報を入手した者を識別することができる事項、当該者が入手した非公開情報の内容及び当該非公開情報を入手した日時を記録し、これを保存するものであること。

三　託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の入手、利用、提供その他の当該情報の取扱いについて、これを適正なものとするために当該一般送配電事業者の取締役、執行役及び従業者（取締役、執行役及び従業者であった者を含む。第七号並びに第四十四条の十三第一項第三号及び第七号において同じ。）が遵守すべき規程を作成するものであること

四　前号の規定により作成する規程を遵守させるため、当該一般送配電事業者の取締役、執行役及び従業者に対し必要な研修を実施するものであること。

五　託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の管理責任者（次号及び第七号において「情報管理責任者」という。）を置くものであること。

（参考）電気事業法施行規則（２０２０年４月１日施行）

（体制の整備等）

第三十三条の十五 法第二十三条の四第一項の規定により一般送配電事業者が講じなければならない体制の整備その他電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

（一～五は前頁に記載）

六　情報管理責任者は、当該一般送配電事業者の取締役又は執行役をもってこれに充てることとするものであること。

七　情報管理責任者をして、第三号の規定により作成する規程が当該一般送配電事業者の取締役、執行役及び従業者によって遵守されるよう、託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の取扱いを管理させるものであること。

八　託送供給等部門をして、託送供給及び電力量調整供給の業務について、当該一般送配電事業者と小売電気事業者又は発電事業者との取引及び連絡調整の経緯及びその内容（この号及び次条において「取引及び連絡調整の経緯等」という。）を記録し、これを保存するものであること。ただし、その取引及び連絡調整の経緯等が軽微なものであるときは、この限りでない。

九　法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は約款若しくは業務規程その他の規則をいう。以下同じ。）を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を置くものであること。

十　法令遵守責任者をして、託送供給及び電力量調整供給の業務その他その一般送配電事業の業務が法令等に適合することを確保するための規程及び計画を整備し、及び運用すること並びにその業務執行の状況の監視（次条において「法令等を遵守するための体制の整備等」という。）を行わせるものであること。

十一　当該一般送配電事業者の託送供給及び電力量調整供給の業務その他その一般送配電事業の業務の実施状況を監視する部門（以下この条において「監視部門」という。）を託送供給等部門及び再エネ特措法第二条第五項に規定する特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務を行う部門とは別に置くものであること。

十二　監視部門は、その特定関係事業者から独立した組織であること。

十三　監視部門をして、託送供給等部門及び再エネ特措法第二条第五項に規定する特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務を行う部門における託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の取扱いが適正であるかどうかについて監視させるものであること。

十四　監視部門をして、託送供給及び電力量調整供給の業務その他その一般送配電事業の業務の運営及び内容について、法令等を遵守するものであるかどうかについて監視させるものであること。

十五　監視部門をして、前二号の規定により行わせた監視の結果を取締役会その他の業務執行を決定する機関に報告させるものであること。

2　前項第二号ハ及び第八号の規定による記録の保存期間は、五年間とする。

（参考）電気事業法施行規則（２０２０年４月１日施行）

（体制の整備等に関する報告）

第三十三条の十六 法第二十三条の四第二項の規定による報告をしようとする者は、毎事業年度経過後三月以内に、様式第二十六の三の体制整備等報告書に、当該事業年度に係る法第二十三条の四第一項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項として次に掲げる事項を記載した書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

一　前条第一号の規定により区分した室の配置

二　前条第二号の規定により構築したシステムの概要

三　前条第三号の規定により作成した規程

四　前条第四号の規定により実施した研修の内容

五　前条第五号、第六号、第九号、第十一号及び第十二号の規定により整備した体制

六　前条第七号の規定により実施した管理の内容

七　前条第八号の規定により記録した取引及び連絡調整の経緯等の概要

八　前条第十号の規定により作成した規程及び計画並びに同号の規定により行った監視の結果

九　前条第十号の規定により行った監視の結果、法令等を遵守するための体制の整備等が適正でない場合において、当該体制の整備等を是正するための措置を講じたときはその内容、当該措置を講じなかったときはその理由

十　前条第十三号及び第十四号の規定により行った監視の結果

十一　前条第十三号の規定により行った監視の結果、託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報の取扱いが適正でない場合において、当該取扱いを是正するための措置を講じたときはその内容、当該措置を講じなかったときはその理由

十二　前条第十四号の規定により行った監視の結果、記録した取引及び連絡調整の経緯等が、法令等の規定を遵守するものでない場合において、取引及び連絡調整の方法を是正するための措置を講じたときはその内容、当該措置を講じなかったときはその理由

十三　前条第一項各号に掲げる措置のほか、法第二十三条の四第一項の規定に基づき、電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために講じたその他の措置がある場合には、その内容

送配電事業者に求める体制整備等の内容①（情

参考（第29回制度設計専門会合資料抜粋：平成30年4月）

- 現行の電事法においても、送配電部門の中立性を確保するための措置として、情報の目的外利用・提供の禁止が規定されている。（禁止行為）
- これに加えて、情報を適正に管理する体制の整備を義務付けるのは、競争関係に影響を与えるおそれのある送配電業務に関する情報が発電・小売事業者等に流出することをより確実に防止するため、そのおそれがある状況が生じないようにするもの。
- このような観点から、以下のような措置を求めることが適当ではないか。（省令で規定する措置）

○競争関係に影響を与えるおそれがある送配電業務に関する情報が発電・小売事業者等に流出するおそれがあると考えられる状況

- 送配電事業者と発電・小売事業者等が執務室を共用・隣接している場合において、書類の持ち出し・閲覧、音漏れ等によって情報が流出
- 送配電事業者と発電・小売事業者等間で情報システムが共用されアクセス制限が不十分な場合に、送配電側のシステムにアクセスされ情報が流出
- 送配電事業者における情報管理が不十分（ずさん）な場合に、送配電業務に関する情報を誤って発電・小売事業者等に送付するなどにより情報が流出

競争関係に影響を与えるおそれがある送配電業務に関する情報が発電・小売事業者等に流出するおそれが生じないよう、以下の情報管理体制の整備を求めることが適当ではないか。

① 建物を共用する場合には、別フロアにするなど、物理的隔絶を担保し、入室制限等を行うこと

② 情報システムを発電・小売等と共有する場合には、アクセス制限、アクセス者の識別等の措置を講ずること（情報システムの論理的分割等）

③ 情報の適正な管理に係る規程の整備※1 、情報管理責任者の設置※2、従業者の教育など、情報を安全に管理するために必要な措置を講じること

※１：情報の適正な管理に係る規程には、送配電業務に関する情報を発電・小売等に提供する際には適切に情報を符号化することや、漏えい時の対応などを含める。

※２：情報管理責任者には取締役等を充てることとする。

参考（第29回制度設計専門会合資料抜粋：平成30年4月）

送配電事業者に求める体制整備等の内容②（業務の適切な監視）

- 託送供給等業務の実施状況の適切な監視のための体制整備については、差別的取扱いの有無等を自ら監視して是正するよう、以下の①～④を求めることが適当と考えられるのではないか。

○一般送配電事業者における業務の適切な監視をするための体制整備（案）

① 託送供給及び電力量調整供給の業務（以下、「託送供給等業務」という。）における発電・小売事業者との取引及びその他の連絡・調整（軽微なものを除く）の内容及び経緯を記録し保存すること

② 託送供給等業務の実施状況を監視する監視部門を別に置くこと

③ 監視部門が託送供給等業務の実施状況を監視すること

④ 監視部門がその監視結果を取締役会へ報告すること

※電気通信事業法においても、これと同等の措置を電気通信事業者に求めている。

＜参考＞

- 制度設計ＷＧにおいては、一般送配電事業者に体制整備（法令遵守計画の策定・実施、法令遵守担当者による監視等）を法律上義務づけ、その遵守状況の公表を義務付けることについて議論されていた。
- ＥＵ指令においては、ＩＴＯに中立性確保のためのコンプライアンス・オフィサーの設置（いずれも規制機関による承認が必要。）が義務付けられている（21条）。

参考（第29回制度設計専門会合資料抜粋：平成30年4月）

送配電事業者に求める体制整備等の内容③（その他の措置）

● その他の措置として、送配電事業者の中立性をより確実に確保する観点から、法令遵守計画を策定し、その計画を実施することを求めてはどうか。

○一般送配電事業者におけるその他適正な競争関係を確保する措置（案）

●送配電事業の中立性確保のための法令遵守計画（内部規程の整備、従業者等の研修・管理、法令遵守担当者による監視、内部通報窓口の整備など）を策定し、その計画を実施すること

※法令遵守計画については、その効果を定期的に評価し、必要に応じて見直すことが望ましい。

＜参考＞

- 制度設計ＷＧにおいては、一般送配電事業者に体制整備（法令遵守計画の策定・実施、法令遵守担当者による監視等）を法律上義務づけ、その遵守状況の公表を義務付けることについて議論されていた。（なお、公表については、その後の法制化の検討の中で、電気通信事業法等を踏まえ、経済産業大臣に報告する仕組みとされた。）
- ＥＵ指令においては、ＩＴＯに中立性確保のためのコンプライアンス・プログラムの策定・実施（規制機関による承認が必要。）が義務付けられている（21条）。

（参考）電気通信事業者に求められている体制整備

参考（第22回制度設計専門会合資料抜粋：平成29年9月）

● 電気通信事業法においても、事業者のネットワーク部門の中立性を確保するための措置が規定されている。
（なお、電気通信事業法における設備部門とその他の部門との分離は機能分離であり法的分離（別会社化）ではない。）

○電気通信事業法における体制整備の概要

（１）設備部門の設置及び他の部門との間の隔絶

○電気通信設備の設置、管理、運営等の業務を行う専門の部門（以下「設備部門」という。）を設置すること。
○設備部門の長は役員をもって充てること。
○設備部門とその他の部門との間における兼職を禁ずること。
○設備部門の業務の用に供する室とその他の室とを区分すること。

（２）厳格な情報遮断措置

○接続の業務に関して知り得た情報（以下「接続関連情報」という。）を管理するため、次の要件が確保されたシステムを構築すること。
・接続の業務の用に供する目的以外の目的のために接続関連情報を取り扱うことができないこと。
・接続関連情報の区分ごとにアクセス権限が設定されること。
・接続関連情報を入手した者、入手した情報、日時を記録すること。
○接続関連情報の取扱いについて遵守すべき規程を作成するとともに、当該規程を遵守させるための研修を実施すること。
○設備部門の長を接続関連情報の管理責任者とし、当該部門における当該情報の取扱いを管理させること。

（３）実効的な監視の仕組み

○電気通信設備と他の電気通信事業者の設備とを接続するために実施した手続の実施の経緯等を記録すること。
○電気通信設備を用いた電気通信役務を提供するために、電気通信事業者内において実施した手続の実施の経緯等を記録すること。
○接続の業務の実施状況を監視する部門（以下「監視部門」という。）を置き、以下を監視させること。
・記録された手続の実施の経緯等が接続約款等に基づくものであるかどうか
・接続関連情報の取扱いが適正であるかどうか
○監視部門による監視の結果を、取締役会等に報告させること。

2022年度から導入する一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者に係る行為規制の詳細についてとりまとめ（案）

2020年3月
電力・ガス取引監視等委員会

ガス事業法上、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（以下「ガス導管事業者」という。）において、差別的取扱いの禁止、情報の目的外利用の禁止といった導管部門の中立性確保措置が講じられているところ、ガスシステム改革小委員会の報告書（2015年1月）において、導管部門の更なる中立性確保を求める意見が存在する旨の報告がされた。これを踏まえ制定された電気事業法等の一部を改正する等の法律（2015年6月17日成立）（以下「改正ガス事業法」という。）において、2022年度から導管規模等、政令で定める要件に該当する一般ガス導管事業者（特別一般ガス導管事業者）及び特定ガス導管事業者（特別特定ガス導管事業者）の法的分離を行う（ガス導管事業とガス小売・ガス製造事業の兼業を禁止する。）とともに、あわせて、法的分離後のガス導管事業者とその特定関係事業者[1]（以下「グループ内の小売・製造事業者等」という。）の人事・業務委託などに関する行為規制を導入することが規定された。

これらの行為規制については、その運用の詳細を省令で定めることとされているところ、経済産業大臣より電力・ガス取引監視等委員会に対し、行為規制の詳細その他必要と考えられる事項についての意見が求められた（2019年8月27日付）。電力・ガス取引監視等委員会は、その省令及びその他必要と考えられる事項について、法改正時の議論も踏まえて検討を進め、以下の通り結論を得た[2]。

Ⅰ．ガス導管事業者の法的分離にあわせて導入する行為規制の詳細について

１．情報の適正な管理のための体制整備等

改正ガス事業法においては、ガス導管事業者が以下の体制整備等を行うこととされている。

（１）情報を適正に管理するための体制の整備
（２）業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備
（３）その他適正な競争関係を確保するために必要な措置

その措置の具体的な内容について省令で規定することとされているところ、以下のようにすることが適当である。

[1]「特定関係事業者」の改正ガス事業法上の定義
① 特別一般ガス導管事業者（特別特定ガス導管事業者）の子会社、親会社又は当該特別一般ガス導管事業者（特別特定ガス導管事業者）以外の当該親会社の子会社等に該当するガス小売事業者又はガス製造事業者
② 当該ガス小売事業者若しくはガス製造事業者の経営を実質的に支配していると認められるもの

[2]現状においては、特別特定ガス導管事業者の出現が想定されないことから、特別特定ガス導管事業者のみを対象とする行為規制の詳細については、検討対象外

（１）情報を適正に管理するための体制の整備

ガス導管事業者は、導管業務に関する情報が小売・製造事業者（法的分離の対象とならないガス導管事業者においては当該ガス導管事業者のガス小売事業又はガス製造事業に係る業務を営む部門を含む。本項目において同じ。）等に流出することを適確に防止するため、以下①～⑤の措置を講じることとする。

①建物を小売・製造事業者等と共用する場合には、別フロアにするなど、物理的隔絶を担保し、入室制限等を行うこと

②情報システムを小売・製造事業者等と共用する場合には、アクセス制限、アクセス者の識別等の措置を講ずること（情報システムの論理的分割等）

③情報の適正な管理に係る規程を整備すること

④情報管理責任者を設置すること

⑤取締役等及び従業者の研修を実施すること

（２）業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備

ガス導管事業者は、自らの託送供給の業務の実施状況を適切に監視するための体制整備として、以下①及び②の措置を講じることとする。

①託送供給の業務における小売・製造事業者との取引及びその他の連絡・調整（軽微なものを除く。）の内容及び経緯を記録し保存すること

②託送供給の業務の実施状況を監視する監視部門を託送供給の業務を行う部門と別に[3]置くこと

（３）その他適正な競争関係を確保するために必要な措置

ガス導管事業者は、（１）・（２）に加えて、適正な競争関係を確保するため、以下①～③の措置を講じることとする。

①法令等を遵守するための体制確保に係る責任者（法令遵守責任者）を設置すること

②託送供給業務が法令等に適合することを確保するための規程、計画を整備すること

③法令遵守責任者により監視を実施すること

※（１）①執務室の物理的隔絶及び②システムの論理的分割並びに（２）②監視部門の設置については、ガスメーター取付数３０万個以上の一般ガス導管事業者及びガス供給に係る契約の総数が３０万件以上の特定ガス導管事業者に対して法令に基づき義務付け、それ以外のガス導管事業者については、ガイドライン上の望ましい行為と位置付ける。

[3]「別に」とは、託送供給の業務の執行部門と別の指揮系統の下にあること及びグループ内の小売・製造事業者からの影響を受けないこと（兼職をしない等）をいう。

２．社名、商標、広告・宣伝等に関する規律

改正ガス事業法においては、情報の目的外利用・提供の禁止や差別的取扱いの禁止に加えて、その他適正な競争関係を阻害する行為（省令で定めるもの）を禁止することとされている。

グループ内の小売・製造事業者等がガス導管事業者の信用力・ブランド力を活用してグループ内の小売・製造事業者の営業活動を有利にすることは、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものであり、本規定により、社名、商標、広告・宣伝等について一定の規制を行うべきと考えられる。具体的には、以下の規制を行うことが適当である。

（１）社名

特別一般ガス導管事業者及びグループ内の小売・製造事業者については、お互いが同一視されるおそれのある社名を用いることは、適正な競争関係を阻害する行為にあたるものであり、禁止する。

なお、特別一般ガス導管事業者が社名の一部にグループ名称（旧一般ガス事業者名等）を使用していても、その社名の中に導管事業者であることを示す文言を含む場合には、禁止される社名には該当しない。

（２）商標

特別一般ガス導管事業者及びグループ内の小売・製造事業者については、お互いが同一視されるおそれのある商標を用いることは、適正な競争関係を阻害する行為にあたるものであり、禁止する。

グループ内の小売・製造事業者がグループ商標を使用している場合において、特別一般ガス導管事業者が当該グループ商標を使用することについては、通常、「お互いが同一視されるおそれのある商標を用いること」に該当すると考えられ、禁止される。

ただし、以下の場合については、適正な競争関係を阻害しないと考えられることから、許容されることとする。

- ✧ 特別一般ガス導管事業者が、特別一般ガス導管事業者の独自商標と併せてグループ商標を用いる場合
- ✧ 例えば、需要家が立ち入らない施設内であり外部から見えない場所にある看板、マンホール等における目立たない刻印など、グループ内の小売・製造事業者の営業活動に効果があるとは考えられない場合（なお、法的分離以降、特別一般ガス導管事業者がこうしたものを新たに設置する場合には、グループ商標のみを用いないことを事業者に求めることとする。）

（３）広告・宣伝等

ガス導管事業者が、グループ内の小売・製造事業者等（法的分離の対象とならないガス導管事業者においては当該ガス導管事業者のガス小売事業又はガス製造事業に係る業務を営む部門をいう。本項目において同じ。）の事業活動を有利にする広告・宣伝等を行うことは、適正な競争関係を阻害する行為にあたるものであり、禁止する。

また、グループ内の小売・製造事業者等が、ガス導管事業者の信用力・ブランド力を利用して、グループ内の小売・製造事業を有利にする広告・宣伝等を行うことについても、適正な競争関係を阻害する行為にあたるものであり、禁止する。

３．業務の受委託等に関する規律

（１）例外として許容される業務委託の内容（導管 → 小売・製造等）

改正ガス事業法においては、特別一般ガス導管事業者がグループ内の小売・製造事業者等及びその子会社等[4]に導管業務を委託することを原則として禁止している。

その禁止の例外について省令で規定することとされているところ、以下のようにすることが適当である。

以下の①～③については、適正な競争関係の阻害のおそれがないと考えられ、禁止の例外とする。

① 以下ア～ウのいずれにも該当しない業務委託

ア 特別一般ガス導管事業者のみが知り得る非公開情報（小売・製造事業に影響を及ぼし得るもの）を取扱う業務の委託

イ 業務の実施方法等に受託者に一定の裁量があり、小売・製造事業者の競争条件に影響を与えることができる業務の委託

ウ 合理的な理由がないにもかかわらず、公募をせずに実施する委託

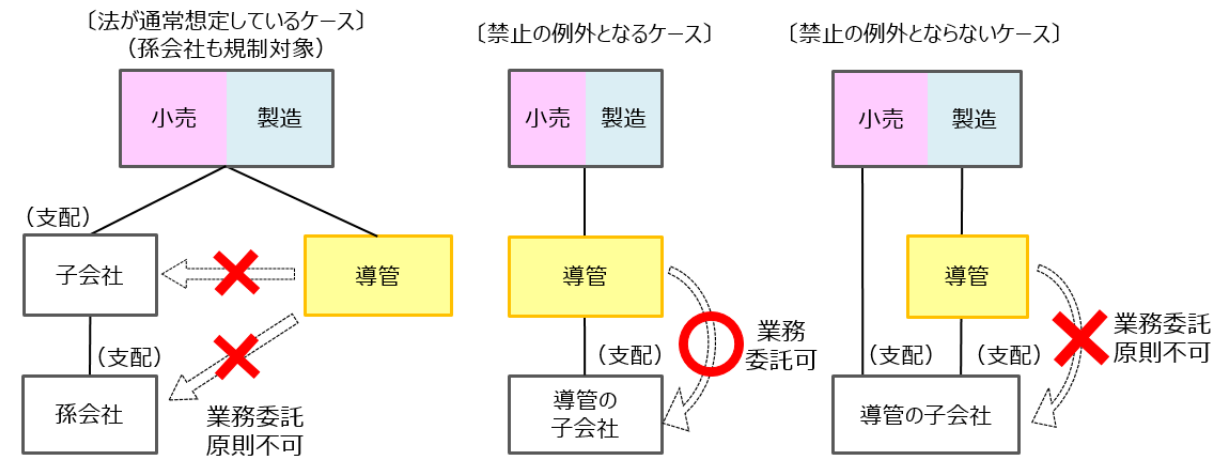
② 災害時の復旧対応など頻度が少なくまた期間が短い業務委託であって、その頻度及び期間並びに業務の内容を踏まえて、適正な競争関係の阻害のおそれがないと考えられる業務委託

③ 特別一般ガス導管事業者の子会社等（特別一般ガス導管事業者を通じての支配以外では、グループ内の小売・製造事業者の支配がない会社に限る。）への業務委託

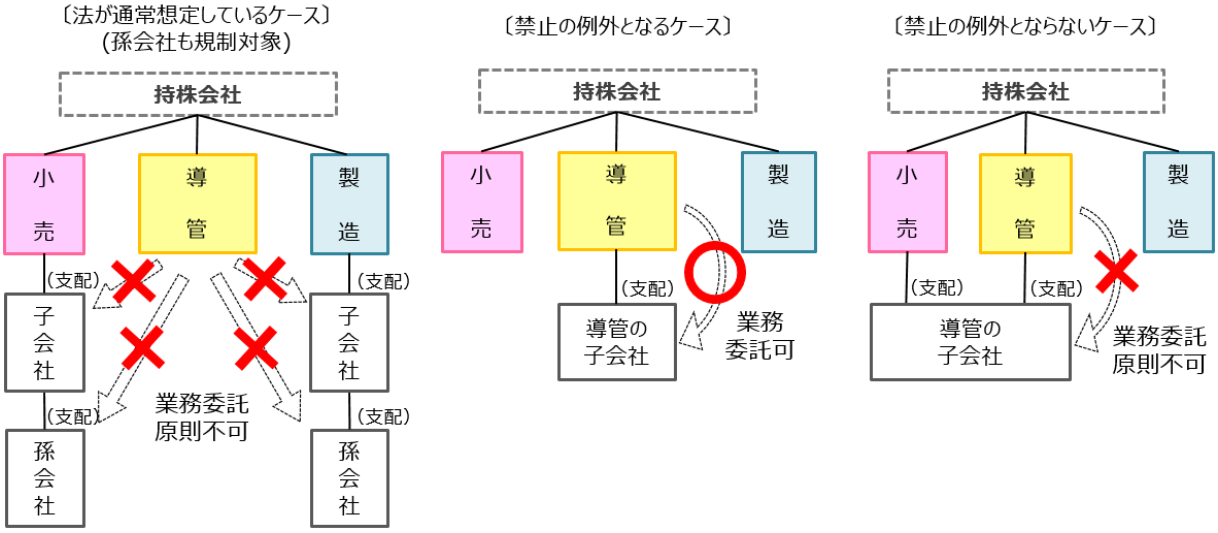
[4]「子会社等」の改正ガス事業法の定義は、会社法第二条第三号の二に規定する子会社等と同様。

【小売・製造事業者の子会社・孫会社への業務委託の取扱い】

○小売・製造親会社方式



○持株会社方式



（２）例外として許容される業務受託の内容（小売・製造 → 導管）

改正ガス事業法においては、特別一般ガス導管事業者がグループ内の小売・製造事業者から小売・製造業務を受託することを原則として禁止している。

それらの禁止の例外について省令で規定することとされているところ、以下のようにすることが適当である。

以下①及び②については、適正な競争関係の阻害のおそれがない場合として、禁止の例外とする。

① 以下ア及びイのいずれにも該当しない業務受託

ア 特別一般ガス導管事業者のみが知り得る情報や特別一般ガス導管事業の人的・物的資源を不当に活用して、あるいは、関連する導管業務の実施を変更・調整するなどして受託した業務の成果を高めることができる業務

イ 合理的な理由なくグループ内の小売・製造事業者以外からは受託しないなど、グループ内外で条件等に不当に差を設けた業務

② 災害時の復旧対応など頻度が少なくまた期間が短い業務委託であって、その頻度及び期間並びに業務の内容を踏まえて、適正な競争関係の阻害のおそれがないと考えられる場合

（３）公募せずに委託できる最終保障供給の業務

改正ガス事業法においては、特別一般ガス導管事業者が最終保障供給の業務を公募することなくグループ内の小売・製造事業者に委託することを、原則として禁止している。

その禁止の例外について省令で規定することとされているところ、以下のようにすることが適当である。

緊急の必要があり、かつ、公募実施までの間のみなど極めて短期な期間に限定した業務委託については、例外として公募しなくてもよいこととする。

４．グループ内での取引に関する規律

（１）「通常の取引の条件とは異なる条件であって適正な競争関係を阻害するおそれのある条件」の具体的な判断基準

改正ガス事業法においては、不適正な利益移転等を防止するため、特別一般ガス導管事業者とグループ内の小売・製造事業者等（特殊の関係のある者を含む。）との間の取引は「通常の取引の条件とは異なる条件であって適正な競争関係を阻害するおそれのある条件」で行ってはならないこととされている。その具体的な判断基準は、以下とすることが適当である。

「通常の取引の条件」の判断基準は、グループ会社以外の会社と同種の取引を行う場合に成立するであろう条件と同様の条件かどうかとする。

なお、より具体的な判断基準を示すことについては、対象となる取引は多種多様であり、事前に類型化し具体的な基準を示すことは困難であるため、今後、事務局による監視や事業者からの相談等を通じて、整理が必要なケースが出てきた際に、あらためて議論することする。

（２）規制の対象となる特別一般ガス導管事業者と「特殊の関係のある者」の範囲

本規制については、別会社との取引を利用した不適正な利益移転等（迂回取引）も防止する観点から、グループ内の小売・製造事業者等に加えて、特別一般ガス導管事業者と「特殊の関係のある者」も規制の対象に含めることとされている。その具体的な範囲については省令で規定することとされているところ、以下のようにすることが適当である。

以下①及び②の者については、不適正な利益移転等に資する取引（迂回取引）に関与するおそれがあることから、特別一般ガス導管事業者と「特殊の関係のある者」として、本規制の対象とする。

① グループ内の小売・製造事業者等の子会社等及び関連会社[5]

② グループ内の小売・製造事業者等の主要株主[6]

５．兼職（取締役等及び従業者）に関する規律

改正ガス事業法においては、以下の表のように特別一般ガス導管事業者とグループ内の小売・製造事業者等との兼職規制が規定されている。その対象となる従業者の範囲（②及び③）や、禁止の例外（①及び④）について、省令で規定することとされているところ、以下のようにすることが適当である。

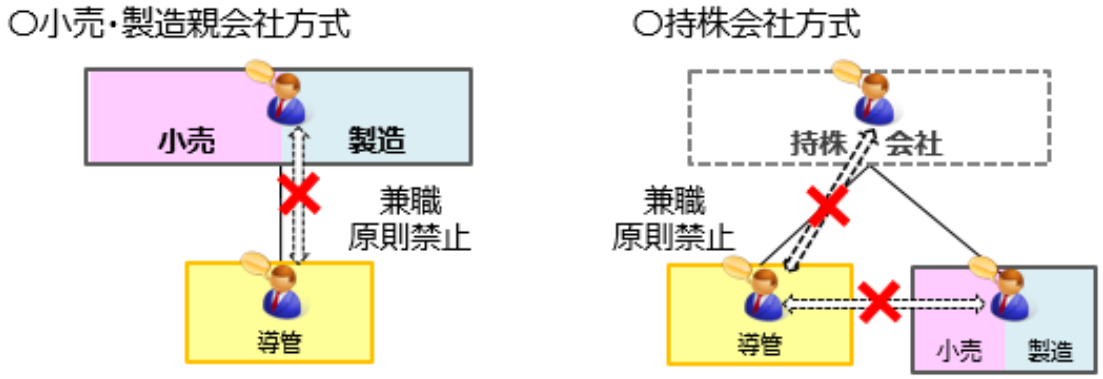
改正ガス事業法の兼職禁止規定の概要

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">特定関係事業者（グループ内の小売・製造等）</td></tr>
<tr><td>取締役等※2</td><td>重要な役割を担う従業者③</td><td>その他の従業者</td></tr>
<tr><td rowspan="3">特別一般ガス導管事業者</td><td>取締役等※1</td><td rowspan="3">原則禁止
（例外あり①）</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>特別一般ガス導管等業務に従事する従業者②</td><td>原則禁止
（例外あり④）</td><td>禁止されない</td></tr>
<tr><td>その他の従業者</td><td>禁止されない</td><td>禁止されない</td></tr>
</table>

①・④ ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合
② ガス供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定める業務に従事する者
③ 小売事業・製造事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するものに従事する者など

※１特別一般ガス導管事業者側における取締役等：取締役、執行役（委員会設置会社における執行役をいい、執行役員とは異なる。）
※２グループ内の小売・製造等における取締役等：取締役、執行役、その他業務を執行する役員（組合における理事など。執行役員とは異なる。）

【取締役等の兼職規制】



[5]「関連会社」の定義は、会社法、会社計算規則による。

[6]「主要株主」の定義は、銀行法及び銀行法施行規則並びに金融商品取引法及び金融商品取引業等に関する内閣府令と同様。

（１）取締役等の兼職禁止の例外（表①）

取締役等の兼職禁止の例外は、中立性阻害行為を誘発する兼職に該当しないことが確保されている場合とし、具体的には以下Ⅰ又はⅡの場合とする。

Ⅰ）特別一般ガス導管事業者のポストにおいて、小売・製造事業に影響を及ぼし得る、導管が有する公表されていない情報（非公開情報）を知り得ず、かつ、小売・製造事業に影響を及ぼし得る導管業務に関与できないことが確保されている場合

Ⅱ）小売・製造事業者等のポストにおいて、小売・製造事業の業務運営における重要な意思決定に関与できないことが確保されている場合

○「確保されている場合」とは、以下のような仕組みが講じられている場合をいう

特別一般ガス導管事業者のポスト（Ⅰ）の場合

- 社内規程等で、兼職者が非公開情報を入手すること、兼職者に非公開情報を提供することを禁止する
- システム上、兼職者が非公開情報にアクセスできないようにする
- 社内規程等で、兼職者が小売・製造事業に影響を及ぼし得る導管業務に関与することを禁止する
- 設けた措置の監視・検証を行う体制を整備し、運用する（議事録・動画・メール等の保存・確認等）　等

小売・製造等のポスト（Ⅱ）の場合

- 社内規程等で、兼職者が小売・製造事業に関する審議・議決へ参加することを禁止する（オブザーバー等としての参加を含む）
- 設けた措置の監視・検証を行う体制を整備し、運用する（議事録・動画・メール等の保存・確認等）　等

（２）兼職禁止の対象となる従業者の範囲（表②、③）

特別一般ガス導管事業者の従業者とグループ内の小売・製造事業者等との従業者の兼職についても、中立性阻害行為を誘発すると考えられる兼職が禁止されるよう、その規制対象を規定することが適当である。

こうしたことから、法で規定される特別一般ガス導管等業務に従事する従業者（表②）及び小売・製造事業等の業務の運営において重要な役割を担う従業者（表③）については、それぞれ以下のとおりとする。

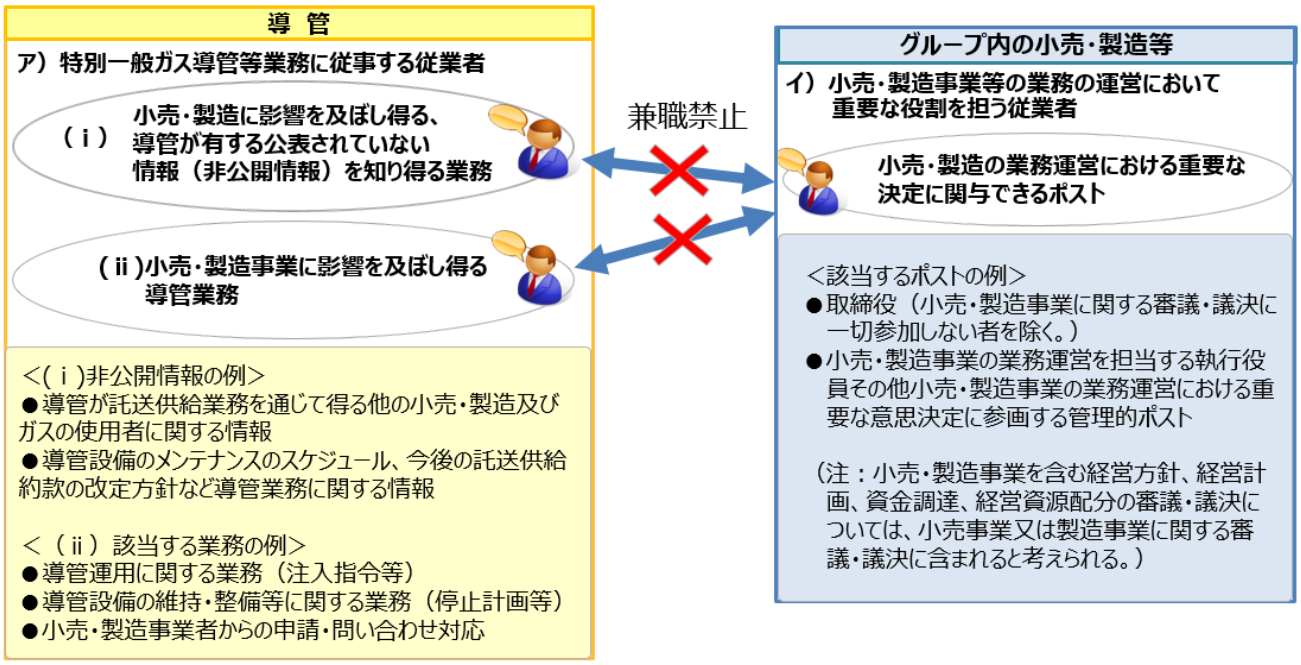
ア）特別一般ガス導管等業務に従事する従業者（表②）

特別一般ガス導管事業者において、小売・製造に影響を及ぼし得る、ガス導管事業者が有する公表されていない情報（非公開情報）を知り得る業務に従事する従業者（ｉ）及び小売・製造事業に影響を及ぼし得る導管業務に従事する従業者（ⅱ）

イ）小売・製造事業等の業務の運営において重要な役割を担う従業者（表③）

小売・製造事業者等において、小売・製造の事業運営における重要な決定に関与できるポストにある従業者

【従業者の兼職規制の範囲】



（３）事業者の説明責任について

特別一般ガス導管事業者とグループ内の小売・製造事業者等とを兼職する者がいる場合には、各事業者は以下のような事項を事前に電力・ガス取引監視等委員会に説明するとともに、対外的にも公表することが適当である。

＜特別一般ガス導管事業者及びグループ内の小売・製造事業者等が行う説明の内容の例＞

・全ての兼職者の業務内容、ポスト、必要性
・中立性阻害行為が発生しないと考える根拠
・中立性阻害行為の発生を防ぐ仕組みとその実施状況（年一回程度）　等

Ⅱ．その他必要と考えられる事項について

１．人事交流について

改正ガス事業法は、2022 年の法的分離後における特別一般ガス導管事業者とグループ内の小売・製造事業者等との間の人事交流（出向、転籍等）を規制する規定を設けていないものの、特別一般ガス導管事業者の実質的な中立性を確保するため、以下のようにすることが適当である。

（１）「適正なガス取引についての指針」に規定する事項

特別一般ガス導管事業者とグループ内の小売・製造事業者等との人事交流については、各社が自主的にその方針を検討し、適切に取り組むことが重要であることから、「適正なガス取引についての指針」を改定し、以下の事項を望ましい行為として規定する。

- ✧ 特別一般ガス導管事業者が、その特定関係事業者（グループ内の小売・製造事業者等）との間での人事交流について、情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱い禁止の確実な確保の観点から、行動規範を作成し、それを遵守すること
- ✧ 特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者（グループ内の小売・製造事業者等）が、特別一般ガス導管事業者との間での人事交流について、特別一般ガス導管事業者における情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱いの禁止の確実な確保の観点から、行動規範を作成し、それを遵守すること

※ガス導管事業者の社内における部門間の人事交流に係る行動規範の作成については、既に「適正なガス取引についての指針」において規定されている。

（２）特別一般ガス導管事業者及びグループ内の小売・製造事業者等が策定する行動規範に含むことが望ましい事項

特別一般ガス導管事業者及びグループ内の小売・製造事業者等は、法的分離までに、法的分離後の行動規範として、例えば、以下の措置を含む行動規範を策定することが望ましい。

①従業者の人事交流に関する措置（例）

情報の目的外利用をより確実に防ぐため、特別一般ガス導管事業者において小売・製造事業に参考になり得る非公開情報を知り得るポストに従事している者が、グループ内の小売・製造事業者等における非公開情報を活用できるポスト（小売の営業部門等）に直接異動する人事交流は行わないこと。

②取締役等の人事交流に関する措置（例）

情報の目的外利用に加え、差別的取扱いをより確実に防ぐため、特別一般ガス導管事業者において会社の業務執行を決定し中立性確保に責任を有する立場にある取締役及び執行役が、上記①に加えて、グループ内の小売・製造事業者等の取締役等に異動（一定期間を経過せずに当該ポストに就任することを含む。）する人事交流は行わないこと。

※改正ガス事業法に基づく禁止の例外とされた導管の取締役及び執行役については、本措置の対象とする必要はないと考えられる。

③透明性の確保のための措置（例）

特別一般ガス導管事業者において上記①又は②に該当する人事交流を行う場合には、その内容について、対外的に公表すること。

２．ガス事業者の法的分離をより実効性のあるものとするための取組について

改正ガス事業法上、2022 年の法的分離後においては、特別一般ガス導管事業者のグループ内の小売・製造事業者等が、当該ガス導管事業者に対し、情報の目的外利用や差別的取扱い等を要求・依頼することが行為規制上禁止されるところ、ガス事業者の法的分離をより実効性のあるものとするため、法的分離の対象となることが想定されるガス事業者については、以下の事項に取り組むことが適当である。

2022 年の法的分離に先立ち、カンパニー制等を導入の上、独立した企画部門・人事部門を設置するなど、小売・製造部門からは独立した中立的な導管事業会社の設立に向けた準備を段階的に進める。